

宗教団体による献金勧誘の自由とその限界

【文献種別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 令和6年7月11日

【事件番号】 令和4年(受)第2281号

【事件名】 損害賠償請求事件

【裁判結果】 破棄差戻

【参照法令】 憲法20条1項、民法709条

【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25573641

近畿大学教授 田近 肇

事実の概要

A（第一審原告）は、昭和4年生まれ的女性であり、宗教法人Y（第一審被告・被控訴人・被上诉人）とかかわりをもつようになった平成16年当時、75歳であった。Aには、妹が早世する、亡夫の母が自殺する、二女が離婚する、亡夫が重病にかかって入退院を繰り返すなどの不幸な出来事があった。

Aは、平成16年以降、Yの信者らによって構成される組織である信徒会が運営する施設に通い始め、Yの教理を学ぶようになった。その教理の中には、病気、事故、離婚等の様々な問題の多くは怨恨をもつ霊によって引き起こされており、そのような霊の影響から脱して幸せに暮らすためには献金をして地獄にいる先祖を解怨することなどが必要であるというものがあった。Aは、平成16年、Yの信者の勧めにより妹の供養祭を行い、平成21年から平成27年までの間、少なくとも13回にわたり、韓国で行われたYの修練会において先祖を解怨する儀式等に参加した。

Aは、Yに対し、平成17年から平成21年までの間、十数回にわたり合計1億円余りを献金した。これに加えて、Aは、平成20年から平成22年までの間、自己の所有する土地を売却し、その売得金のうち合計480万円をYに献金した。その余の売得金は信徒会に預託され、平成27年までの間に、その中から、合計約2066万円が信徒会を通じてYに献金され、合計約3046万円がAに生活費等として交付された。

Aは、Yの信者であったBから、親族がYに対し献金の返金を請求するのを阻止するための書類を作成するという話を聞き、自身も同様の書類を作成することにした。Aは、平成27年11月、Bと共に、Yの信者の運転する自動車で公証人役場へ行き、公証人の面前において、Yの信者が文案を作成した「念書」と題する書面に署名押印し、当該書面に公証人の認証を受け、Yに対し本件念書を提出した。本件念書には、Aがそれまでにした献金につき、Yに対し、欺罔、強迫または公序良俗違反を理由とする不当利得返還請求や不法行為に基づく損害賠償請求等を、裁判上および裁判外において、一切行わないことを約束する旨の記載があった。その後、Aは、平成28年5月、アルツハイマー型認知症により成年後見相当と診断された。

Aは、平成29年3月、違法な献金および物品購入の勧誘行為により多額の献金および物品の購入をさせられ、財産上の損害等を被ったとして、YおよびYの信者4人に対し、損害の賠償を請求する訴訟を提起した。

第一審（東京地判令3・5・14判例集未登載¹⁾）は、次のように説いて、Aの請求を斥けた。すなわち、①本件念書はその内容や作成経緯等を検討しても公序良俗に反し無効であるとはいえず、したがってYに対する訴えは権利保護の利益を欠き不適法である。②本件念書の効力はYの個々の信者にまで及ぶわけではないが、Yの信者らが、Aに対し、本件勧誘行為において献金をしないことによる具体的な害悪を告知したとは認められず、仮に

本件勧誘行為の一部において害悪を告知したことがあったとしても、Aが自由な意思決定を阻害されたとまでは認められないし、また、本件献金が多額かつ頻回であることのみから、直ちにAがその資産や生活の状況に照らして過大な献金を行ったとも認められないから、本件勧誘行為が社会通念上相当な範囲を逸脱するものとして違法であるとはいえない、と。

Aは控訴審係属中の令和3年7月に死去したため、Aの長女であるXがAの訴訟上の地位を承継したが、控訴審（東京高判令4・7・7判例集未登載）も第一審判決を是認して、Xの請求を拒けたため、Xが上告した。

判決の要旨

破棄差戻し。

「宗教団体又はその信者（以下「宗教団体等」という。）が当該宗教団体に献金をするように他者を勧誘すること（以下「献金勧誘行為」という。）は、宗教活動の一環として許容されており、直ちに違法と評価されるものではない」。しかし、「宗教団体等は、献金の勧誘に当たり、献金をしないことによる害悪を告知して寄附者の不安をおおるような行為をしてはならないことはもちろんであるが、それに限らず、寄附者の自由な意思を抑圧し、寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすることや、献金により寄附者又はその配偶者その他の親族の生活の維持を困難にすることがないようにすることについて、十分に配慮することが求められるというべきである（法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律3条1号、2号参照）。」

「以上を踏まえると、献金勧誘行為については、これにより寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、献金により寄附者又はその配偶者等の生活の維持に支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、その他献金の勧誘に関連する諸事情を総合的に考慮した結果、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められる場合には、不法行為法上違法と評価されると解するのが相当である。そして、上記の判断に当たっては、勧誘に用いられた言辞や勧誘の態様のみな

らず、寄附者の属性、家庭環境、入信の経緯及びその後の宗教団体との関わり方、献金の経緯、目的、額及び原資、寄附者又はその配偶者等の資産や生活の状況等について、多角的な観点から検討することが求められるというべきである。」

しかしながら、原審は上記の「各事情の有無やその程度を踏まえつつ、これらを総合的に考慮した上で本件勧誘行為が勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱するといえるかについて検討するという判断枠組みを採って」おらず、「原審の判断には、献金勧誘行為の違法性に関する法令の解釈適用を誤った結果、上記の判断枠組みに基づく審理を尽くさなかった違法があるというべきである。」

判例の解説

一 総説

あたかも超自然的な霊力があるように振る舞って人の不幸や不安を煽り、壺や数珠、印鑑などを購入し、または布施をすることによってその不幸から免れることができると信じ込ませて、商品を手当に高い値段で買わせたり、高額な寄附をするよう要求したりする霊感商法は、1980年代から問題となってきた。1990年代にはそのような行為を違法と判断して宗教法人の使用者責任を認める下級審裁判例がみられるに至り、その後も多くの裁判例が積み重ねられている。

本件では、①過去に行った献金について不当利得返還請求や不法行為に基づく損害賠償請求等を一切行わないことを約束する念書（不起訴合意）が有効か否か、②宗教法人の献金勧誘行為が不法行為法上違法といえるか否かという2つの問題が争点となっており、本判決は、そのいずれについても最高裁として初めて判断を示したものである。

前者の問題について、本判決は、本件不起訴合意は公序良俗に反し無効であると判示している。以下では後者の問題のみを取り扱うが、この問題について本判決が有する重要性は、単なる民法判例としての重要性だけではない。以下にみるように、宗教団体の献金勧誘行為は信教の自由によって保障された行為であり、そうした献金勧誘行為について違法の評価をするということは、信教の自由に限界を画するという意味をもつ。それゆえ、

本判決は、憲法判例としての重要性も有するのである。

二 献金勧誘行為の自由

憲法 20 条 1 項の信教の自由(宗教的行為の自由)として、具体的にどのような自由が保障されるかについて、憲法の教科書のレベルでは、「祭壇を設け、礼拝や祈禱を行うなど、宗教上の祝典、儀式、行事その他布教等を任意に行う自由」が保障されるという記述がなされるにとどまり²⁾、宗教団体による献金勧誘や募金活動等への言及がなされることは少なかったように思われる³⁾。

しかし、宗教団体による献金勧誘や募金活動等は、単なる金銭提供の呼びかけにすぎないものではなく、表現の自由や信教の自由と無関係では決してない。例えばアメリカでは 1930 年代から、寄附を募集する行為は宗教上の見解の表明と結び付いた表現行為として修正 1 条の完全な保護を受ける表現活動であると考えられてきたし⁴⁾、わが国でも戦後、いくつかの地方公共団体で制定された寄附募集規制条例について信教の自由の保障に反するおそれがあるという指摘がなされたことがある⁵⁾。

霊感商法に関して宗教法人またはその信者の不法行為責任が問題となった下級審裁判例でも、宗教団体の献金勧誘行為が宗教的行為の一部として憲法上の保障を受けることは前提とされており、例えば東京地判平 19・5・29 (判タ 1261 号 215 頁)は、「宗教団体が、当該宗教団体の宗教的教義の実践として、あるいは、布教の一環として、献金を求めることや、宗教的な意義を有する物品の販売などを行うこと自体は、信教の自由の一樣態としての宗教活動の自由として保障されなければならない」と説いている。

もちろん、宗教団体による献金勧誘や募金活動等は純然たる宗教的行為(つまり、金銭等の提供の要求を含まない宗教的行為)とは性質が異なり、それゆえ、献金勧誘行為は純然たる宗教的行為と同程度に強く保障されるわけではないという議論も可能であろう。しかし、保障の程度はどうあれ、宗教団体の献金勧誘行為が宗教的行為の一部として憲法の保障を受ける以上、これを違法と評価して宗教法人またはその信者に損害賠償責任を課することが信教の自由の制約となるということは否定できない。本判決は、直接には信教の自由と言及

していないが、当然このことは前提となっているとみるべきであろう。

三 献金勧誘行為の自由の限界

他方で、信教の自由の限界についても、従来、教科書のレベルでは、「宗教は内心の信仰にとどまらず、外部的行為を通常伴うものであるから、外部的行為が他者の権利・利益や社会に具体的害悪を及ぼす場合には、国家権力による規制の対象となる」⁶⁾といった抽象的な説明をしたうえで、加持祈禱事件(最大判昭 38・5・15 刑集 17 卷 4 号 302 頁)という、結論に異論の余地のない判例の紹介がなされるにとどまることが多かったように思われる。

しかし、実務上、霊感商法に関して献金勧誘行為の違法性が問題となった事案において、上記のように献金勧誘行為の自由を承認しつつも、献金勧誘行為がどのような場合に不法行為法上違法となるかが論じられてきた。そして、下級審裁判例は、献金勧誘行為はその「目的、方法、結果が、社会的に相当な範囲を逸脱している場合には、もはや、正当な行為とは言えず、民法が規定する不法行為との関連において違法である」とする考え方を示し(例えば、広島高岡山支判平 12・9・14 判時 1755 号 93 頁)、社会的に相当な範囲を逸脱した献金勧誘行為の類型化を行ってきた。これまで下級審裁判例が認めてきた違法な献金勧誘行為の類型には、次の 4 つのものがある。

①目的が専ら献金等による利益獲得にあるなど、不当な目的に基づく献金勧誘行為(福岡地判平 6・5・27 判時 1526 号 121 頁、広島高岡山支判平 12・9・14 判時 1755 号 93 頁など)

②宗教であることを秘して行われた献金勧誘行為(大阪高判平 11・6・29 判タ 1029 号 250 頁、京都地判平 14・10・25 判タ 1126 号 186 頁)

③殊更に害悪を告知して相手を不安に陥れる等、相手の自由意思を制約するような方法で行われた献金勧誘行為(福岡地判平 6・5・27 判時 1526 号 121 頁、大阪高判平 11・6・29 判タ 1029 号 250 頁など)

④相手方の資産状況や生活状況に照らして過大な出捐をなさしめるような献金勧誘行為(福岡地判平 11・12・16 判時 1717 号 128 頁、大阪地判平 13・11・30 判タ 1116 号 180 頁など)

さて、憲法の観点からみると、社会的に相当な

範囲を逸脱した献金勧誘行為を類型化してきた一連の下級審裁判例は、表現の自由の限界に関して説かれてきた定義的衡量論を用いたものと再構成することができるかもしれない。定義的衡量論については、「ある表現が一般的にもつ利益（価値）と、それに対立する利益（保護法益）とをあらかじめ衡量して、一定の要件を公式化したうえで、『保護されない表現』という範疇を求める理論」であり、「表現の自由を萎縮させないよう配慮しながら、『保護されない表現』を予測する」ことを可能にするという点で、「予見性・安定性に優れて」いるという説明がなされるが⁷⁾、一連の下級審裁判例が行ってきたことは、これと同様に、宗教法人の献金勧誘行為の自由と勧誘の相手方の財産や生活を維持する利益とを衡量して、「保護されない献金勧誘行為」という範疇を求めることだったとみることができる。

本判決は、原審は「各事情の有無やその程度を踏まえつつ、これらを総合的に考慮した上で本件勧誘行為が勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱するといえるかについて検討するという判断枠組みを採っていない」として本件を差し戻しているが、これまでの下級審裁判例の考え方を根本的に否定したわけではないと思われる。本判決は、献金勧誘行為が「社会通念上相当な範囲を逸脱」していたかを判断するに際しては、「寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障が生」じていたとか、「献金により寄附者又はその配偶者等の生活の維持に支障が生」じていたといった事情を総合的に考慮すべきと説き、法人等が寄附の勧誘を行うに当たっての配慮義務を定めた不当寄附勧誘防止法3条1項および2項を参照しているが、これらの規定が下級審裁判例によって形成されてきた違法な献金勧誘行為の類型を踏まえたものであることはいまでもないからである⁸⁾。

ただ、原判決には、本件の献金勧誘行為が違法な献金勧誘行為に当たるかについての判断がやや形式的だという点に問題があったように思われる。原審は、具体的な害悪の告知がなされていないことや、第一審原告が生活に困窮していたわけではないことから、本件の献金勧誘行為は社会的に相当な範囲を逸脱していたとはいえないと判断した。しかし、献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障が生ずるかどうかは例えば

寄附者の属性——本件の場合、第一審原告は献金当時80歳前後という高齢であり、種々の身内の不幸を抱えていた——によっても変わってくるし、本件では献金の金額の大きさもさることながら、自己の所有する土地の売得金を信徒会に預託し、信徒会から生活費の交付を受けながら献金するという異例の態様で献金が行われていたのであって、そうした事情を含めて、本件の献金勧誘行為の違法性を実質的に——本判決の言い方を使えば「多角的な観点から」——判断することが求められたのである。それゆえ、本判決は、献金勧誘行為の違法性に関する下級審裁判例の従来の考え方を否定したというよりは、違法な献金勧誘行為の類型に過度にこだわることによってその判断が形式的なものになるのを戒めたものとみるべきであろう。

本判決が宗教法人の献金勧誘行為も一定の場合には不法行為法上違法と評価しようと明言し、その判断に当たっては下級審裁判例によって形成されてきた違法な献金勧誘行為の類型に過度にこだわることなく、献金の勧誘をめぐる具体的な事情を多角的な観点から考慮するよう求めたことは、今後霊感商法の被害者を救済するうえで大きな意義をもつ。しかし、他方で、献金勧誘行為の自由が信教の自由の一部として保障されることを考えるとき、献金勧誘行為が違法と評価されるか否かについての予測可能性をいかに確保するかという課題は残るように思われる。

●—注

- 1) LEX/DB に収録（文献番号 25600043）。
- 2) 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第8版〕』（岩波書店、2023年）167頁。
- 3) ただし、大石真『憲法概論Ⅱ基本権保障』（有斐閣、2021年）242頁を参照。
- 4) 田近肇「寄附募集規制の憲法問題（一）」法学論叢148巻1号（2000年）32頁以下を参照。
- 5) 田近肇「宗教団体と寄附募集規制法」宗教法20号（2001年）94頁以下を参照。
- 6) 野中俊彦ほか『憲法Ⅰ〔第5版〕』（有斐閣、2012年）321頁〔中村睦男執筆〕。
- 7) 阪本昌成『憲法理論Ⅲ』（成文堂、1995年）28頁以下。
- 8) 宮下修一「寄附の不当勧誘と民事的効力——民法理論の観点からの検討」ジュリ1585号（2023年）17頁を参照。